

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第12号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 市設建築物（中央卸売市場）の経営戦略に基づく維持管理に関する事務

所管所属：中央卸売市場

通知日：令和8年1月21日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>消防用設備等の修繕の実施について改善を求めたもの</p> <p>中央卸売市場の令和4年度、令和5年度の消防用設備等点検結果報告書を確認したところ不良箇所があり、そのうち、総務省消防庁が特に重要な消防用設備等として位置づけている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の不良箇所が、令和5年度は令和4年度に比べて増加していることが確認された。</p> <p>【指摘事項】 中央卸売市場は、消防用設備等の不良箇所の状況を把握、管理し、判断基準にのっとり緊急度の高いものから早期に修繕を実施できるように、不良箇所を含めた市場施設全体の修繕計画を立て、着実に修繕に取り組める仕組みを構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等の点検結果は、担当者（係員）→監督職員を補助する係長（担当係長）→監督職員（副場長）の維持管理ラインの供覧にて、不良箇所の状況把握に努めてきた。しかし、消防用設備等の点検結果に基づく修繕計画がおろそかになっていた。 今後は緊急度の高いものから修繕に着手できるようにするための仕組みとして、点検結果報告書の供覧後、不良箇所の状況、修繕の実施時期、予算要求及び修繕実施記録等について記載した修繕計画として不良箇所一覧表を作成して運用することとした。令和6年度分については、令和7年9月30日に上記の不良箇所一覧表の作成を完了し、運用を開始した。令和7年度以降についても点検結果報告書の受領ごとに不良箇所一覧表を更新し、運用する。 	措置済	令和7年9月30日
2	<p>建築基準法による建築物の敷地及び構造の点検の実施について改善を求めたもの</p> <p>本場及び東部市場では、建築物等の点検手順は定期点検マニュアルに基づいて実施されていたが、「指摘なし」の判定は、建築物等の劣化状況を基準とする定期点検マニュアルに従わず、慣習的に流通活動の安全上、緊急対策が必要かどうかで判断していた。</p> <p>また、建築物等の点検結果報告書は本場及び東部市場の各場長まで供覧していたが、点検結果報告書及び添付写真の特記事項の誤りは指摘されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 本場及び東部市場は、建築基準法による点検の目的を再度認識し、適正な点検と結果報告書の作成を行い、それをチェックできる仕組みを構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本場及び東部市場での「市設建築物の点検」については、当局の技術職員が点検者となり、維持管理に努めてきたが、「慣習的に流通活動の安全上、緊急対策が必要かどうか」という誤った判定基準での点検報告書の作成及び監督職員（技術副場長）による確認を行ってしまった。 そのため、建築基準法による点検について、市設建築物定期点検マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の判定基準に沿って点検結果報告書の作成及び監督職員（技術副場長）が確認する仕組みを構築し、令和6年度の点検については、令和7年4月30日に点検結果報告書の作成及び監督職員（技術副場長）の確認を行った。 また、マニュアルに基づいた点検を行うよう全技術職員を対象にeラーニング方式にて研修を実施し、令和7年9月29日に完了した。なお、毎年度4月の係員異動実施後にも、市場内関係職員へ研修を実施する。 	措置済	令和7年9月29日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>大気汚染防止法によるばい煙濃度の測定実施について改善を求めたもの</p> <p>南港市場のばい煙濃度等の測定実施状況を確認したところ、業務委託によりばい煙濃度の測定を行っており、測定対象施設であるガス吸収式冷温水発生機は冷房専用であることから、夏期6か月未満の稼働を想定して年1回の測定実施としていた。しかし、実際は6か月を超えて稼働しており、測定の回数が大気汚染防止法の基準に合致していなかった。</p> <p>【指摘事項】 1. 南港市場は、ばい煙濃度の測定を、大気汚染防止法に定められた回数で実施されたい。 2. 南港市場は、業務委託発注時に、仕様書等に記載の法定点検内容の適正について確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】 令和6年度、ばい煙排出施設の稼働が6か月を超えた期間のばい煙測定については、「解体室系統ガス吸収式冷温水発生機ばい煙測定業務委託」として、新たな契約を行い、法律に基づく、2回目のばい煙濃度測定を令和7年3月25日に行った。なお、令和7年度についてもばい煙排出施設の稼働が6か月を超えたため、中央監視等業務委託において仕様書の修正及び契約変更を行った。 今後も、施設の稼働が6か月を超えた場合は、2回目のばい煙濃度測定を実施する。</p> <p>【2】 確実に法定点検を実行するため、令和8年度以降の業務委託で行う法定点検の内容が適正か発注時に確認できるよう、令和7年11月30日にチェックリストを追加した。</p>	措置済	令和7年11月30日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第13号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所管所属：平野区役所

通知日：令和8年1月15日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2(1)	<p>業務代行料の精算について是正を求めたもの</p> <p>平野区の令和3年度業務代行料精算について確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務代行料増額の必要がなかったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収分の補填として業務代行料の増額変更（過支給）を行った。 覚書には利用料金制移行に伴う不用額が記載されていない。 <p>【指摘事項】 平野区は、令和3年度業務代行料について適正に精算されているか再度精査し、当該指定管理者に過支給分の返還を求めるなど、適切な措置を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度業務代行料の精算については、関係局に確認を行い再度精査し、過支給分等の金額の算定を行った。算定後、その内容について弁護士相談を行ったうえで、区として過支給分の返還決定を行い、指定管理者と改めて年度変更協定書および覚書を締結し、9月2日に過支給分について全額納付されたことを確認した。 業務代行料の精算の決裁（意思決定）にあたっては、通知等精算の根拠を添付するよう周知するとともに、制度改正や通知により取扱いが変わる場合等においては、関係課及び経理担当者等の複数人が参加する場を設けて、精算根拠についての解釈に誤りがないか等確認を行う仕組みを構築し、令和7年6月より運用を開始している。 事務の見える化を図るために、業務代行料精算フローと精算時チェックシートを作成し、組織として適切にチェックする仕組みを再構築し、令和7年度業務代行料より運用を開始する。 	措置済	令和7年9月2日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第15号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 土地賃貸に関する事務

所管所属：大阪港湾局

通知日：令和8年1月15日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
7	<p>(2) 「貸付台帳」の管理について改善を求めたもの</p> <p>平成31年度以降、「貸付・借受システム」への入力を行わないと のことであったが、大阪府への貸付物件（1件）について、令和5 年度に登録が行われていた。</p> <p>また、平成30年度以前に「貸付・借受システム」に入力された データが、現在も同システムにメンテナンスされない状態のまま、 登録が残っていた。</p> <p>地上物件譲渡等による借地名義人の変更にあたり、「貸付台帳」 の当初賃貸年月日の入力ルールが2通り検出された。</p> <p>また、「公有財産台帳管理システム」と「貸付台帳」の面積が一 致していない2物件について、「貸付台帳」の入力誤りが確認され た。</p> <p>「貸付台帳」はエクセルで作成し、課フォルダに保管しており、 課の誰もがデータ更新可能であり、定期的なバックアップやパス ワードの設定はされておらず、担当者が登録した内容について、上 位者がチェックするといった体制は徹底されていなかった。</p> <p>また、「貸付台帳」は年度毎に作成されており、当年度における 契約変更の状況は確認できるものの、当年度の「貸付台帳」では、 過年度の契約変更履歴は確認することができなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 大阪港湾局は、契約管財局と協議を行い、現在使用していない 「貸付・借受システム」の過去データの取扱いについて対応を決定 されたい。</p> <p>2. 大阪港湾局は、賃貸地管理の根幹である「貸付台帳」エクセル データベースについて、パスワードの設定や入力時の上位者による ダブルチェック、定期的なバックアップなど、正確なデータ管理を 行う体制を構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <p>「貸付・借受システム」の過去データについては、契約管財局と協 議し、7月28日付けで契約管財局から削除の報告があった。大阪港 湾局は「貸付・借受システム」を使用しないことから、今後は、大 阪港湾局職員が同システムに入力できない設定とした。</p> <p>【2】</p> <p>「貸付台帳」について</p> <p>①閲覧は課内全員が可能とするが、データ更新についてはパスワー ドを設定し、賃貸担当係員、収入担当係員、同係長のみが行う。</p> <p>②バックアップについては、データ更新時にバックアップを作成す る。</p> <p>③ダブルチェックについては、貸付台帳に新たに「チェック済欄」 「チェック日付欄」を設け、担当係員が入力した内容を担当係長が いつチェックしたかわかるように変更する。</p> <p>上記①～③について課内周知を行い、令和7年4月1日から新た に運用する。（令和7年4月1日措置済）</p>	措置済	令和7年7月28日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：契約管財局

通知日：令和8年1月8日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>法的リスク審査の実施について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で、抽出案件の契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについて確認したところ、北区役所、西成区役所、健康局、建設局及び大阪港湾局は、法的リスク審査を実施していなかった。</p> <p>上記所属によると、所属の法務担当部署等から各事業担当部署へ「大阪市における法的リスク審査に関するガイドライン」等は共有されていたものの、各事業担当部署において正確に認識できていなかったとのことであった。</p> <p>また、各事業担当部署はプロポーザルガイドラインにのっとりて事務を進めているが、当該ガイドラインには法的リスク審査に関する記載はなく、契約制度の所管所属である契約管財局から各所属への周知が行われていなかった。</p> <p>【指摘事項】 契約管財局は、各所属において法的リスク審査が適切に実施されるよう、プロポーザルガイドラインに法的リスク審査が必要とされる場合を明記して周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各所属において法的リスク審査が適切に実施されるよう、使用する契約書が契約管財局で定める標準契約書であっても、契約上限額が30,000,000円（税込）を超える場合には、法的リスク審査が必要である旨を明記するため、「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」を改正した（R7.6月）。 改正に当たっては、今回の監査を受け、その他の規程改正等とあわせて大阪市入札契約制度改善検討委員会幹事に諮った上で、各所属へ周知した。（R7.6.16通知） さらに、当局で例年実施している契約事務研修においても、法的リスク審査の実施について周知した。（R7.6.30研修開始） 	措置済	令和7年6月30日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：福島区役所

通知日：令和8年1月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (2)	<p>検査の記録を残すよう改善を求めたもの</p> <p>福島区役所の抽出案件である「令和5年度 中学生体験学習事業」に係り事業者から提出された実施報告書は、主に中学生の体験に焦点を当てた内容で、仕様書に定める業務内容の実施状況が把握できる記載とはなっていなかった。</p> <p>福島区役所によると、本事業については、担当職員が現地に同行するなど、その都度履行状況を確認しているとのことであったが、仕様書で定める事業の参加人数、保護者説明会の実施、新型コロナウイルス感染症の感染対策等に係る実施状況等について、確認できる文書は残されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 福島区役所は、仕様書どおりに業務が履行されたことを検査したことについて対外的な説明ができるように、その検証の方法やプロセスを記録、保存するよう周知徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査内容について対外的な説明責任を果たすために、参考書式を事業者に提示するなど、仕様書に定める業務内容の実施状況が記載された実施報告書の提出を求め、適正な履行確認を実施するよう令和7年3月28日付けで所属内に周知した。 ・今回抽出案件となった契約についても、上記の通知に基づき、体験学習の内容だけでなく、仕様書に定める業務内容の実施状況が記載された実施報告書が提出され、仕様書どおりに履行されたことを確認した。 	措置済	令和7年9月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：福祉局

通知日：令和8年2月3日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託の契約手法について整理するよう改善を求めたもの</p> <p>「障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託」について、次の（１）及び（２）に記載する事実が判明した。</p> <p>（１）コンペで審査した内容と契約内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業のコンペでは、訓練に重点を置いた提案を受けた上で審査を行っていたが、実際の契約における仕様書は一般的な庁舎清掃業務委託の内容となっており、コンペで審査された提案内容とは異なった内容で契約締結が行われていた。 ・本事業について、上記のとおり、仕様書が一般的な庁舎清掃業務委託の内容であったことから、各所属は清掃業務として履行を確認しており、コンペの提案・審査項目であり本来検証が必要となる訓練部分の実績については、福祉局をはじめ本市として履行実績を確認していなかった。 <p>（２）規定等の未整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、法の枠組みの中で本事業を実施することが可能であったが、本事業のこれまでの契約相手方である事業者の施設種別は、本市調達方針の対象としていなかった。 ・しかし、福祉局は、本事業について法と同様の理念で実施していることから、毎年度の実績は、本事業も含めて公表を行っており、本市調達方針と実績の公表に齟齬がある状況であった。 <p>【指摘事項】</p> <p>福祉局は、本事業の目的と業務内容を踏まえて本市調達方針等を改正するなど、適切な契約手法となるよう早急に見直されたい。 また、見直しに当たっては、趣旨等も含めて各所属への確に伝わるよう周知されたい。</p>	<p>○障がい者就労施設等の受注機会の促進を目指す法の趣旨を踏まえ、次のとおり対応し、契約手法を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく障がい者支援施設等から役務の提供を受ける契約（以下「3号随意契約」という。）へ変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市事例の調査等を通じて、本事業のこれまでの契約相手方である事業者について事業内容を精査し、当該事業者を法に定める対象施設のうち共同受注窓口に該当するものとして整理を行った。 ・地方自治法施行規則第12条の2の21第1項の規定に基づく地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「障害者支援施設等に準ずる者」については、法に定める対象施設と一致するよう令和7年8月20日に本市認定基準を策定した。 ・新たに策定した認定基準に従い、本事業のこれまでの契約相手方を認定した。加えて、認定基準を満たす事業者についても認定を行った。なお、「障害者支援施設等に準ずる者」を法に定める対象施設と一致させたことに伴い、本市調達方針の改正は不要となった。 ・本事業の趣旨および契約手法を3号随意契約に変更することについて、令和7年11月4日に各所属へ通知を行った。さらに、次年度以降の契約に関して、制度の目的や概要等について令和7年12月4日に各所属へ周知を行った。 ・次期発注分より、3号随意契約にて実施する。 	措置済	令和7年12月4日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第19号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 地方独立行政法人 天王寺動物園

所管所属：建設局

通知日：令和8年1月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>財務諸表の注記及び附属明細書について是正を求めたもの</p> <p>団体では、注記においては法人税法の耐用年数を基準としている旨が記載されているが、実際は、減価償却費の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数を参考とし、類似資産の実際の耐用年数を加味した上で耐用年数を決定している。</p> <p>さらに、主な資産の耐用年数の記載についても、団体が採用している年数と一致していない箇所があった。</p> <p>令和5年度の行政コスト計算書に関する注記において、機会費用の算定の際、貸借対照表に計上されている期末の資本剰余金の金額を使用していなかったため、注記すべき機会費用の金額について、誤った金額が記載されていた。</p> <p>附属明細書における「固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細」のうち、有形固定資産（減価償却費）の構築物・機械装置、有形固定資産合計の車両運搬具および投資その他の資産の退職給付引当金見返の記載に誤りがあった。</p> <p>附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」の記載に、誤りがあった。</p> <p>【指摘事項】 団体は、財務諸表等の作成にあたっては、作成者以外の上位者にて記載に誤りがないかダブルチェックなどを行うとともに、地方独立行政法人の会計基準に関する知識を有する職員の育成に努め、これまで以上に会計の専門家に助言や指導を得られるようにするなど、財務諸表等が適正に作成されるよう取組みを進められたい。</p>	<p>財務諸表の作成にあたっては、記載ミスをなくするために、算出過程からの誤りを防ぐことができるよう、数値等の引用先（各帳票）が合っているかを確認できるチェックリストを作成し、作成者以外の上席者を含む職員で複数チェックを行う仕組みを構築し、令和6年度決算財務諸表作成に活用した。</p> <p>また、職員の育成に関しては、会計基準に関する知識の習得に必要な簿記の資格取得を推進するために、7月1日付けで「資格取得にかかる支援実施要綱」を改定した。また、地方独立行政法人向けの会計処理に関するセミナーへの参加に加え、指導・助言業務を委託している会計監査法人との契約に、定期的な研修の実施を追加した。</p> <p>さらに、指導・助言業務を委託している会計監査法人との契約について、作成した財務諸表をより精緻に確認できるよう、財務諸表の作成に必要な指導・助言を行うため2回以上としていた訪問回数を財務諸表の確認を目的として3回以上に9月30日付けで変更した。</p>	措置済	令和7年9月30日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第22号

監査の対象：令和7年度監査委員監査 福祉局所管の工事及び業務委託の施行に関する事務

所管所属：福祉局

通知日：令和7年12月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>施工中の安全管理について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕の安全管理状況を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の高所作業において、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を実施せずに作業している工事写真が確認された。 石綿含有とみなした建材の切断等の作業時に防じんマスクなどの保護具を着用していない工事写真が確認された。 <p>【指摘事項】 福祉局は、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づいて安全に作業を実施しているか確認するため、監督検査マニュアルに確認項目を追加するなど、工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者に指導するよう努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会で、監査で検出された課題事項を踏まえて、工事中の安全管理に留意するように周知徹底した上で、「契約事務取扱いマニュアル【工事・施設修繕監督・検査職員事務取扱い編】」に、工事監督が実施する工事状況の確認事項に工事中の安全管理等を追記する改訂を行い、令和7年9月30日に関係職員へ周知した。 設計依頼書の回答時など事前に監督職員から受注者に指示する事項を記載した施工時の「注意事項」を設計担当者から監督職員に書面で伝えることで、監督職員から受注者へ施工写真等の記録が適切に残るよう指示して、工事中の安全管理等を確認する仕組みを構築し、適切に受注者に指導を行っていく。（令和7年10月9日運用開始） 	措置済	令和7年10月9日
2	<p>設計図書の作成について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の設計図書を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法における建設工事の請負契約とみなされる業務委託契約において、施工計画書や試験成績書など施工管理、品質管理に必要な書類が設計図書に明示されていなかった。 建築物等の解体・改修の作業を行う際、受注者に義務付けられている石綿含有の有無の調査の実施内容について、設計図書に適切に明示されていなかった。 <p>【指摘事項】 1. 福祉局は、設計図書の重要性と設計図書に明示する特記事項等について、関係職員に研修を実施するなどして周知徹底されたい。 2. 福祉局は、設計図書の不備をチェックする際の項目を定めるとともに、複数名で確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】 ・設計図書の重要性と設計図書に明示する特記事項等について、令和7年10月1日に設計を担当する関係職員間で共有した。今後も特記事項等の変更が必要になった際には、関係職員間で情報共有を行っていく。</p> <p>【2】 ・設計図書の作成にあたりチェックすべき内容を記載した「確認項目リスト」を新たに定め、その活用について、「弘済院における契約の実施方法」に追記する改訂を行うなど、特記仕様書等の添付漏れがないか等を複数名で確認する仕組みを構築し、令和7年10月6日に関係職員に周知した。</p>	措置済	令和7年10月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>監督業務における書面協議について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の指示等の協議関係書類を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者との仕様変更に関する協議（通知・承諾）が書面により適切に実施されていない。 ・受注者からの業務責任者の氏名や業務完了の通知を書面で受領していない。 <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉局は、定期的に研修を行うなど、関係職員に書面協議の重要性を理解させるとともに、受注者との書面協議が適切に行われるよう周知徹底されたい。 2. 福祉局は、受注者との書面協議が確実にされるよう複数名で確認する仕組みを構築されたい。 	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会にて、監査で検出された課題事項を踏まえて、書面協議の重要性等について周知徹底した上で、「契約事務取扱いマニュアル【工事・施設修繕監督・検査職員事務取扱い編】」に受注者への指示や協議等は書面で行うことを記載する等の改訂を行い、令和7年9月30日に周知した。 ・業務委託契約において、「福祉局における契約の実施方法」及び「弘済院における契約の実施方法」に契約管財局作成のガイドライン等に沿って、協議は書面で行うこと等、書面協議の重要性等について追記する改訂を行い、令和7年10月6日及び7日に周知した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、設計依頼書の回答時などに監督職員に事前に送付する「検査前チェックシート」を活用して、書面協議や提出書類の漏れがないか等を監督職員がチェックすることで複数名で確認する仕組みを構築した。（令和7年10月9日運用開始） ・業務委託契約において、「業務委託契約用チェックリスト」を作成して、書面協議が確実にされるよう、複数名で確認する仕組みを構築した。 	措置済	令和7年10月9日
4	<p>監督業務における履行確認について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の関係書類の提出状況を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書が提出されていない。 ・試験成績書が提出されていない。 ・産業廃棄物処理計画や使用材料の品質が確認できる書類が不足していた。 ・仕様書で求める試料採取時の保護具の着用状況等の写真が提出されていない。 <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉局は、監督業務における提出書類を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築されたい。 2. 福祉局は、定期的な研修等により提出を求める書類の重要性について、監督職員に周知徹底されたい。 	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、設計依頼書の回答時など事前に、工事の施工に必要な書類を示した「検査前チェックシート」と、施工時の「注意事項」を設計担当者から監督職員へ送付して伝え、提出書類の漏れがないか等を監督職員がチェックすることで、複数名で確認する仕組みを構築し、令和7年10月9日に周知した。 ・業務委託契約において、「業務委託契約用チェックリスト」を作成して、提出書類の漏れがないか等を複数名で確認する仕組みを構築し、令和7年10月7日に周知した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会で、監査で検出された課題事項を踏まえて、提出を求める書類の重要性等について、関係職員に周知徹底した。 ・業務委託において、提出を求める書類の重要性等については、「福祉局における契約の実施方法」及び「弘済院における契約の実施方法」に追記し、周知した。 ・今後も工事・修繕契約及び業務委託における提出を求める書類の重要性等については、毎年度実施する管財事務担当者向け施設管理説明会等を活用して、チェックシートの活用等と併せて周知徹底を行っていく。 	措置済	令和7年10月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>完成・完了検査について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の検査実施状況を確認したところ、前記4で記載した現状のとおり、不備があるにもかかわらず、適切な手直し指示が行われていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 福祉局は、検査で確認するチェックリストを作成するなど検査時に確認する項目を定め、研修等により関係職員に周知徹底されたい。</p> <p>2. 福祉局は、検査の重要性について定期的な研修等により関係職員に周知徹底し、適正な検査を実施する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、検査時に確認する項目を定めた「完成検査チェックシート」を作成し、令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会にて周知徹底し、令和7年9月30日のマニュアル改訂通知時に送付した。 ・業務委託において、検査時に確認する項目を定めた「業務委託契約用チェックリスト」を作成し、令和7年10月7日に関係職員に周知した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約及び業務委託における検査の重要性等については、毎年度実施する管財事務担当者向け施設管理説明会等を活用して、チェックシートの活用等と併せて周知徹底していくことで、適正な検査を実施する仕組みを構築した。 	措置済	令和7年10月7日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第23号

監査の対象：令和7年度監査委員監査 市政改革室所管事務

所管所属：市政改革室

通知日：令和7年12月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>契約履行の確認について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で、「大阪市の事務事業における民間活用の基本的な考え方（仮称）」作成等業務委託契約（以下、「本契約」という。）における履行状況を確認したところ、次の事実があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約の履行期間は、令和7年1月31日までであり、仕様書において業務報告書として「基本的な考え方」冊子等の成果品の提出を求めている。 ・成果品の納品書の日付が令和7年2月5日となっていた。 <p>【指摘事項】 市政改革室は、仕様書どおりに業務が履行されたことについて対外的に説明できるように、その検証の方法やプロセスを記録、保存するよう周知徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「業務完了通知書」について、「成果物の一覧」を示す欄を新設し、履行期間内に仕様書に基づく成果品の納品があったことを確実に記録・確認できる体制とし、室内で周知の上、令和7年10月30日より新様式の運用を開始した。 	措置済	令和7年10月30日
2	<p>物品の廃棄に係る事務手続について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査において、不用物品の廃棄に関する事務処理を確認したところ、令和5年度以降に廃棄登録を行った全ての物品（冷蔵庫、シュレッダー、会議用椅子）について、次の事実があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用の意思決定が行われていなかった。 ・財務会計システムに記録する方法による出納員等への通知の手続について、専決権者による決裁が行われていたが、出納員への通知が行われていなかった。 <p>【指摘事項】 市政改革室は、物品の廃棄に係る事務手続について、不用の意思決定や出納員への通知が必ず適切に実施されるよう、定められた手続を正しく理解し運用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月30日付けで、「物品の売払い又は廃棄に関する事務手続きマニュアル」を策定し、事務手続の際の具体的な処理方法を明確化し、室内で周知の上、同日より運用を開始した。 	措置済	令和7年10月30日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第25号

監査の対象：令和7年度監査委員監査 中央卸売市場所管の工事及び業務委託の施行に関する事務

所管所属：中央卸売市場

通知日：令和8年2月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>監督業務における書面協議について改善を求めたもの</p> <p>大阪市中央卸売市場本場西棟環境配慮改修工事(緊急)及び大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調用自動制御設備改修工事において、施工確認や施工方法における必要な協議が書面で実施されていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 中央卸売市場は、書面協議の重要性を理解させるとともに、受注者との書面協議が適切に行われるよう、定期的な研修等により関係職員に周知徹底されたい。</p> <p>2. 中央卸売市場は、受注者との書面協議が確実に行われるよう、組織として複数名で確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <p>・書面による協議が行われないことで、受注者との認識に差異が生じるなどにより、紛争に発展するリスクがあること、及び受注者との書面協議が適切に行われるよう、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。また、毎年度4月の係員異動実施後に、市場内関係職員へ周知を行う。</p> <p>【2】</p> <p>・受注者と書面協議を行う場合、市場の様式にある協議（指示）書を使用し、組織的な仕組みとして、担当者（係員）・監督職員を補助する係長（担当係長）・監督職員（副場長（技術））まで確認を行うよう、令和7年11月21日に設備・施設担当課長から市場内関係職員へ周知を行った。</p>	措置済	令和7年11月21日